

「支配人」の名称と表見支配人に関する一考察

長谷川 乃 理

1 はじめに

2005年の商法改正において、「番頭」および「手代」の語は削除され、「ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」（商43条）に置き換わった。これに対し、「支配人」の語はそのまま現在も使用されている。

2018年の商業・法人登記（年計表）「法務局及び地方法務局管内別・種類別 支配人の登記の件数」によれば、当該年度の支配人登記の総数は、会社1358件、個人327件の合計1685件である。この数は2000年代前半に比べれば減少している¹。2000年代前半は、過払金返還訴訟に対応するため、支配人が通常の裁判外の行為をなす権限にとどまらず、裁判上の代理権も有する²ことを利用して、非弁活動の規制を免れるために支配人を選任した事例が相当に存在していた（と推察される）³ことに対し、現在は貸金業法改正前の過払い金が時効を迎え、非弁活動を行う支配人の必要性が減少している⁴のではないかと考えられる。

-
- 1 岡田陽介「支配人の意義」法学研究論集（2006）、214頁。
 - 2 浜田道代『商法（新版）』岩波書店（2001）、26頁は「訴訟代理人は弁護士でなければならないとされているから、この規定の意味は大きい」とする。
 - 3 落合誠一「商業使用人」法学教室268号（2004）、49頁注16。
 - 4 日本貸金業協会ホームページ「月次統計資料」(https://www.j-fsa.or.jp/material/monthly_survey/backnumber.php（2019年8月29日閲覧））によれば、2019年6月の改正貸金業法に関する利用者からの問合せ・相談・苦情の件数は

とはいえ、商法上の「支配人」、すなわち登記を要する役職名としての支配人であるか否かを問わず、企業内で「支配人」という名称の使用人を配置している企業も存在する⁵⁶。この中には、支店長等の役職名として「支配人」の名称が使われている事例⁷もあるが、一部局の部局長の役職名として使われている場合も多い。商法・会社法上の「支配人」との乖離が生じていると言わざるを得ず、その権限が外部からは不明であることも多い。以下では、近時、支配人の名称を多用する例を参考にして、商法上の「支配人」の範囲について検討を試みる。

-
- 3397件で前年同月(15826件)の-78.5%まで減少している。さらに2010年8月の相談件数は97498件であったことを考えると、問合せから訴訟に至る件数は2000年代初めに比して激減していることであろう。
- 5 例えば、住友電気工事株式会社は2016年に「営業企画部」を「社会システム営業本部」と「エレクトロニクス営業本部」とに分け、社会システム営業本部に支配人を置いている。住友電工ホームページ内「2016年6月24日付 組織改正・人事異動について」(2016)、<https://sei.co.jp/company/press/2016/prs055.pdf> (2019年8月29日閲覧)。
 - 6 従来、電力会社において支店長クラスの役職名として「支配人」の名称を用いることが多かったようであるが、中部電力は2005年度に支配人制度を廃止して「参与」という役職を設け(中部電力ホームページ内「6月度川口社長定例記者会見」(2005)、http://www.chuden.co.jp/corpo/publicity/interview2005/0628_1.html (2019年8月29日閲覧))、北陸電力は2014年に(北陸電力ホームページ内「役員人事異動について」(2012)参照。<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/12042602.pdf> (2019年8月29日閲覧))支配人制度を廃止している。また、四国電力についても2011年に支配人制度を廃止して執行役員制度に移行したようである(四国電力ホームページ内「役員等の異動について」(2011)、https://www.yonden.co.jp/press/re1104/_icsFiles/afieldfile/2011/04/28/201104_yakuin_jinji.pdf (2019年8月29日閲覧))。
 - 7 例えば、コナミスポーツの場合や株式会社イズミの例がある。株式会社コナミスポーツホームページ内「人事異動に関するお知らせ」(2018)、https://www.konami.com/sportsclub/corporate/press/2018/03/30/?cm_sp=02-_-release_-20180330 (2019年8月29日閲覧)、および株式会社イズミホームページ内「人事異動のお知らせ」(2018)、https://www.izumi.co.jp/corp/outline/news_release/pdf/2018/0126news.pdf (2019年8月29日閲覧)。

2 商法上の支配人

2-1 支配人の定義

支配人は、商人・会社に代わってその営業・事業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する者である⁸（商 21 条 1 項、会 11 条 1 項）。商人・会社が支配人を置くか否かは商人の自由である。会社以外の商人は支配人を選任し、営業所においてその営業を行わせることができ（商 20 条）、会社は支配人を選任してその本店または支店においてその事業を行わせることができる（会 10 条、362 条 4 項 3 号、591 条 2 項）。

支配人とは、その名称のいかんを問わず⁹、営業主から商法 21 条等という「(営業・事業に関する) 一切の裁判上または裁判外の行為をする権限」、すなわち「支配権¹⁰」を付与された使用人であり、実質において支配権を付与された者はその肩書にかかわらず支配人である、というのがいわば「伝統的」な説明である¹¹。相手方を支配人の代理権の有無や範囲に関する実質的調査から解放し、取引の円滑・安全をはかるための規定である¹²。

これに対して、支配人とは、営業（事業）主である商人・会社より、その営業所・本店又は支店において商人・会社に代わって営業・事業の全般を行う主任者として選任された者をいう、と説明する説¹³がある。商人・会社は、雇用契約その他の契約において、任意代理¹⁴である支配人の代理

8 浅木慎一『商法学通論Ⅱ』信山社（2011）、53 頁。西原寛一『日本商法論第一卷〔第二版〕』日本評論社（1950）、353 頁、鴻常夫『商法総則（新訂第五版）』弘文堂（1999）、164 頁。

9 田中耕太郎『商法総則概論第 7 版』有斐閣（1935）、266 頁。

10 「包括的・画一的な代理権」であるが、その代理権は支配人がおかれた本店または支店を単位とするものである。石井照久・鴻常夫『新版概説商法』勁草書房（1975）、45 頁。

11 岡田豊基『現代商法総則・商行為法』中央経済社（2018）、83 頁。支配権のない者を支配人として登記した場合も支配人ではない（仙台高裁秋田支判 1984 年 11 月 21 日判タ 550 号 257 頁）。

12 高橋英治『商法入門』法律文化社（2018）、35 頁。

13 大隅／青竹正一『法律学講座 商法総則・商行為法』信山社（2019）、119 頁。また、田邊光政『商法総則・商行為法第 4 版』サイエンス社（2016）、106 頁。

14 支配人の代理権の範囲は法定されるけれども、その範囲は商人（営業主）の意

権の範囲を制限することができるのであり、支配人が支配権という包括的代理権を有しているという伝統的な説明では、その者が支配人であるか否かにつき授権行為の内容を確認する必要が生じ、支配人制度の趣旨が没却されかねないと主張する¹⁵。この説によれば、実質的に主任者として選任された者は、選任者の意思にかかわらず法律上当然に支配人たる地位を獲得し、商法 21 条・会社法 11 条所定の代理権を有することになる。

この説明については、「支配人の代理権を、株式会社の代表取締役の代表権や船長代理権などと対置して並列的な理解をする¹⁶」と整理したうえで、「営業・事業の主任者という実質はどのようにして判断されるのか」という反論¹⁷がある。各営業所等には、自主的な営業方針を樹立し、その方針に即して営業活動を行うための人的組織が存在し、そこには当然に垂直的指揮監督系統を有している。そうであれば、各営業所には必ずその垂直的指揮監督系統の頂点¹⁸に立つ使用人が配置されることになり、支配人が任意的施設であるとする商法 20 条等の規定とは矛盾すること、支配人の選任は登記事項であり（商 22 条）、取締役会設置会社において支配人の選解任につき取締役会の専決事項とされている（会 362 条 4 項 3 号）など、支配人の選任は慎重になされていること、さらに第三者からの認識の重要性からみても営業主からの代理権授与行為の内容を度外視することは妥当でないとする。

思に基づいて授与されるものであるから、支配人は任意代理人（委任代理人）であって法定代理人ではない。田中誠二『全訂商法総則詳論』勁草書房（1981）、378 頁。

- 15 森本滋編『商法総則講義第 3 版』成文堂（2007）、98 頁。この説によっても、もし、営業の主任者たる名称が与えられていても、支配人とは認められない程度に代理権が制限されている使用人は表見支配人となる。
- 16 このような整理は、岩本慧「支配人と表見支配人について」関大法学第 23 巻 4・5・6 合併号（1974）、378—379 頁においてもなされている。
- 17 浅木・前掲注 8、55 頁。
- 18 浅木慎一「銀行支店長の地位と権限に関する諸問題」神戸学院法学第 22 巻 3・4 号（1992）、51—52 頁は、船舶における船長の代理権限が通信機関の発達に伴って縮小傾向にあることを例に挙げながら、支配人についても、営業主がきめ細やかな指揮命令をなしうる立場を獲得しているのであり、支配権による概念構築は再考すべきであるとしている。

支配人の定義については、支配権の付与行為の有無のほか、商人・会社と支配人との間の関係についても議論がある。すなわち、雇用関係を前提とすべきであるという説¹⁹と、雇用関係のみならず委任関係にある者を含むという説²⁰（通説）とがある。前者は、営業主と商業使用人との間の雇用関係については民法を適用することを妨げない旨の旧商法 45 条が削除されたのは、同条が確認規定にとどまるためであるとする。しかし、第三者からすれば支配人と営業（事業）主の関係は不明瞭であり、確認が必要であれば支配人制度の趣旨が没却されることになりかねない。雇用関係に固執せずとも代理権授与をともなう²¹（すなわち、支配・従属関係の認められる²²）委任または準委任関係にあれば支配人とすべきであろう^{23 24}。

-
- 19 大隅／青竹・前掲注 13、118 頁。また、服部栄三『商法総則第三版』現代法律学全集 12（青林書院、1975）、277 頁、田村諄之輔・平出慶道編『現代法講義 商法総則・商行為法』青林書院（1990 年）108 頁。近藤光男ほか「事業者責任（下）」商事 1581 号（2000）、23 頁も、「多数説は、営業主と雇用関係に立たない者は、支配人の要件を満たさない」と紹介している。竹田省『商法総則』弘文堂（1931）、214 頁は、支配人が営業避止義務を負うことは支配人が勤労義務を負うことを前提としているとして、雇用契約がない者が一次的に不可制限的な代理権を有していても支配人ではないとしている。
 - 20 近藤光男「表見代表制度の再検討」岩原他『会社・金融・法（上巻）』商事法務（2013）、292 頁。仙台高判 1986 年 10 月 23 日判タ 624 号 218 頁など。東京地判 1993 年 1 月 27 日判時 1470 号 151 頁、および東京地判 1993 年 1 月 12 日は、旧商 42 条の「商業使用人」につき、委任関係にある者も含まれるとしている。
 - 21 とはいえ、会社法 10 条以下で「会社の使用人」という用語を用いるのであれば、会社法においては対外的代理権を持たない者にも「使用人」の語を使っており（2 条 15 号・16 号、333 条 3 項 1 号、335 条 2 項、400 条 4 項）、用語を統一的に解するのであれば代理権を有する者に限らないことになる。江頭憲治郎編『会社法コンメンタール 1—総則・設立（1）』（高橋美加）商事法務（2008）、156 頁。
 - 22 表見支配人ではなく、表見代表取締役についての事例ではあるが、雇用関係のない者について、浦和地判 1999 年 8 月 6 日判時 1696 号 155 頁は、「取締役でも、従業員でもない外部の者については（略）そもそも会社の業務に従事しているわけではなく、会社から指揮監督を受ける立場にはないのが通常であるから、その者と会社との間に雇用関係に準じた関係が認められる場合は格別、そうでなければ、後に検討する名板貸し責任の有無はともかく、そのような者の行為についてまで、右規定を類推適用して会社の表見責任を認めることはできない」としている。逆に言えば、雇用関係に準じた関係が認められれば、雇用関係がなくとも表見責任は認められることとなる。また、鈴木潔「事実上の代表者の行為につき商法 262 条は類推適用されるか—最近の判例から」法律のひろば

2-2 表見支配人

商法・会社法上の支配人ではない者、すなわち支配権は付与されていないにもかかわらず、あたかも支配権が付与されたような名称を付されている者を表見支配人という。表見支配人を支配人であると信じて取引をした善意の相手方は保護される必要があるため、商法・会社法は、表見使用人につき、裁判外の行為について支配人と同一の権限を有するものとみなし、商人は、支配人と信じた取引の相手方に対して、これらの使用人のなした取引の効果が自己に生じることを否定できないと定めている²⁵（商 24 条、会 13 条）。

表見支配人の定義は、支配人の定義をいかに考えるかによって幾分変化する。支配人の定義につき、通説たる伝統説をとれば、表見支配人は、肩書はあっても包括的代理権を与えられていない者を指すことになり、その区別は肩書、すなわち名称のいかんによることになる²⁶。しかし、通説によれば支配権の付与がなければ支配人ではないのであるから、表見支配人規定が本店又は支店の営業・事業の主任者たる名称に注目して適用されるのは整合的ではないのではなからうか。そもそも、表見支配人の規定は、支配人を置くべきところにことさら支配人の名称を避けて 21 条 3 項または会社法 11 条 3 項の適用を免れることを防ぐため²⁷であり、むしろ名称のいかんを問わず商業使用人にそのような権限を与えた営業（事業）主の責任が問われるべきであろう。

14 卷 2 号 (1961)、43 頁。

23 道弘泰倫「表見支配人とみなされる要件について」岡山商大論叢第 2 巻第 1 号 (1969)、75 頁。

24 戸田暁「取締役でも従業員でもない者に専務取締役の名称の使用を許諾していた会社の商法二六二条類推適用に基づく責任と名板貸責任」商事 1670 号 (2003)、76 頁は、「会社と指揮監督のような内部関係に立つ者は名称濫用の機会に恵まれ、内部者への付与は類型的に危険性がより高いとの経験則上の裏づけがあるとすると、かかる危険を認識した上で名称を附した会社はより主観的帰責性が高い」と考え得る、としている。

25 近藤光男『商法総則・商行為法第 8 版』有斐閣法律学叢書 (2019)、88 頁。

26 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法第 3 版』有斐閣 (2019)、69 頁。

27 弥永・前掲注 26、77 頁、鴻・前掲注 8、178 頁。

これに対しては、支配人の定義をどのように考えようと、支配人と表見支配人を峻別するのは困難であり、どちらであると認定されようと、相手方が善意である限り営業主が相手方に対して責任を負うのであるから、取引の相手方の保護に支障はないという指摘がされている²⁸。

いかなる場合に表見支配人であると認められるかの基準については、おおよそ以下の4点²⁹にまとめられよう。まず、①営業所（本店又は支店）の存在である。支店の実体を備えた営業所およびその主任者を利用した場合に、それに関する責任を営業主が負うことは当然の帰結³⁰である。次に、②営業・事業の主任者であることを示す名称（外観の存在）、そして③営業主による営業・事業の主任者であることを示す名称の付与（帰責事由）、さらに④相手方の信頼、すなわち相手方が善意かつ無重過失の場合に当該使用人等が表見支配人とみなされ、営業主の責任が認められる。

ある者が表見支配人であるか否かについての判例は多数存在する。その判断においては、「本店又は支店」の意義、および「営業の主任者たることを示すべき名称」の2点が従来争点となってきた^{31 32}。

28 浅木・前掲注8、70頁。

29 道弘・前掲注23、78頁は、このような要件についても実質を備える必要はなく、外観のみ存在すればよいと説く。これに対して、塩田、740頁は、名称は何であれその実体が独立の営業組織を有するものであれば、支店の登記がなされていないなくとも支店に該当するとしている。末永俊和『商法総則・商行為法—基礎と展開（第2版）』中央経済社（2006）、68頁も同旨。

30 近藤光男・田村詩子・志谷匡史・川口恭弘・黒沼悦郎・行澤一人「事業者責任（上）」商事1581号（2000）、23頁。

31 本島浩「百貨小売を営業とする会社の店舗の「取締役店長」が表見支配人に当るとされた事例」沖大法学（1989）、82頁。

32 近時の判例においても、裁判所は、まず「営業の主任者」たる名称を有しているか否かについて第一に判断しているように思われる。「店長」（東京地判2011年5月12日平1（ワ）、11679号）、「統括部長」（東京地判2016年3月25日平26（ワ）27565号）の名称を有する者につき表見支配人性を認めている（「工事長」の名称を使用した場合（東京地判2013年6月23日平25（ワ）27017号）は「工事長という名称の肩書きについて、一般に代理権を有する役職とは認められ」ないとした）。また、たとえ「所長」などの名称を用いても、その業務内容から客観的に支配人性を否定することができる場合には、やはり表見支配人性を否定している（東京地判2019年7月18日平27（ワ）1629号、東京地判2018年7月11日平28（ワ）30722号）。

3 表見支配人と「支配人」

「支配人」という名称は、すでに江戸時代の商家経営において、所有者とは別に、一定の上級従業員（番頭が数名いる場合の首席者）に対して事実上の経営の責任と権限を持たせる慣行において用いられていた³³。

明治に入り、1899年（明治32年）商法第30条³⁴において「支配人ハ主人二代ハリテ其営業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス」「支配人ハ番頭手代其他ノ使用人ヲ選任又ハ解任スルコトヲ得」「支配人ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ」と、現在の商法21条、会社法11条に当たる規定が設けられた。1899年商法制定以前から「支配人」「支配役」等の名称を用いていた従業員については、商法施行法19条が「商法施行前ヨリ支配人又ハ支配役ト称スル者カ商法第三十条ニ定メタル権限ヲ有セサルトキハ主人ハ商法施行ノ日ヨリ三个月内ニ其名称ヲ改ムルコトヲ要ス」「主人カ前項ノ期間内ニ支配人又ハ支配役ノ名称ヲ改メサリシトキハ其者ハ商法第三十条ニ定メタル権限ヲ有スルモノト看做ス」と規定し、支配人等の名称を変えないかぎり商法上の支配人となることが規定された。明治初期においては、支配人が経営責任者として事実上取締役にとって代わる実務担当者である場合もあった³⁵が、商法の制定により重役制度が法制化された明治30年代以降、

-
- 33 由井常彦「明治時代における重役組織の形成」経営史学 14巻1号(1979)、14頁。高橋美加「経営権限の委譲と包括的代理権(1)」法学協会雑誌(2001)、361頁は、旧商法の検討においてドイツ語の「プロクリスト」を訳す際に「支配人」をあてるべきという提案がなされた際に、「一己商人よりせば支配人は手代の上に位すればなり」という説明がなされたことを紹介している。商法制定時には梅謙次郎が支配人の語につき、一応慣習として存在する言葉であるが確立しているとは言えず、その意味でむしろ新たな用語として支配人の語を用いても特に混乱はないであろうと説明したことも紹介されている。同370頁注10。
- 34 国立国会図書館デジタルコレクションより、「法令全書 明治32年」<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/788011/83>（2019年8月29日閲覧）。
- 35 由井・前掲注33、12頁は、「渋沢栄一が明治10年の国立銀行設立ブームの時期に、経営責任者として名簿の提出を求めたのは頭取と（取締役ではなく）支配人の人名と経歴であった」としている。

そのようなトップマネジメントを担う支配人はそのほとんどが取締役となり³⁶、それまで「支配人」として行われていた職務は専務取締役として取締役自らが行うようになった。

支配人が支配権のような包括的代理権を有する反発は商法制定時点においても存在したが³⁷、当時台頭し始めていた財閥系大企業等においては、通信事情の悪さから、地理的に分散した事業所等を管理するために一定の範囲の包括的代理権につき需要があったと考えられる³⁸。その後、「支配権が対外的に不可制限的（画一的）であるため（中略）、之を回避して故らに支配人としなない場合があり、又支配人でもないのに支店長・支社長と言つたやうな名称を用ひることが少なくなかつた³⁹」として、支配人の役職名と法律の規定とが対応しておらず争われた事例（銀行支店長の手形行為に関するもの等）が多発し、判例はその具体的な職務を判断材料として手形振出権限を認定していた⁴⁰。当時の判例は、支店統括者を一律に支配人とみなして代理権の範囲を画すのではなく、あくまで従来の「支配権を授与したものが支配人である」という解釈を維持していたといえよう⁴¹。

しかし、1938年（昭和13年）の商法改正では、表見支配人について「本店又ハ支店ノ営業ノ主任者タルコトヲ示スベキ名称ヲ附シタル使用人ハ之

36 岡田・前掲注1、213頁。由井・前掲注33、13頁表1。

37 高橋・前掲注33、381頁。東京海上株式会社において支配人・副支配人の名称を廃止する際の理由として「新商法施行後支配人の権限遠大なるを以て特にこの名称を避くるを至当とす」としていることを紹介している。

38 高橋・前掲注33、382頁。

39 加藤勝郎「レヒツシャイン法理より見た商法第四十二条論：表見支配人の研究（二）」北海道大学法學會論集7（3-4）（1957）、57頁。松本蒸二「商法改正要綱解説」法学協会雑誌49巻3号（1931）、123頁。

40 加藤・前掲注39、61頁。たとえば、当該支店長が数年間当該支店において支配人のごとく会社を代理してきた事実（「取引慣習」と言えるほどに信頼し得るもの）に基づき手形振出権限を認めた判例がある。

41 高橋・前掲注33、385頁。星川長七・山口幸五郎・堀口亘・酒巻俊雄・北原次郎編『法学演習講座⑤商法総則・商行為法<改訂版>』法学書院（1977）、135頁は、「実験法則や取引法上の慣習を根拠とし、また民法の表見代理の法理により、権限の存在を認定して解決していた（中略）。しかし、これでは十分ではない」とする。

ヲ其ノ本店又ハ支店ノ支配人ト同一ノ権限ヲ有スルモノト看做ス但シ裁判上ノ行為ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」(1938年改正商法42条)と定めたため、「本店又ハ支店」の文理解釈として、支配人は原則として営業所ごとに置かれるという解釈が次第に定着していった。

現行商法・会社法上の表見支配人制度は、一般の取引通念からしてその名称が営業所の主任者であることを示すのであれば、支店長、支社長、営業本部長、営業所長（当該営業所が商法上の営業所としての実質を備えている場合に限る）等、その名称が何であろうと表見支配人であると認める。これは、先にも述べたように、支配人を置くべきところにことさら支配人の名称を避けて21条3項または会社法11条3項の適用を免れることを防ぐためである。

それでは逆に、「支配人」の名称を使用しているにもかかわらず実質として商法上の支配人としての権限を有していない場合、混乱は起きないであろうか。

3-1 株式会社 AKS における「(劇場) 支配人」

株式会社 AKS⁴²は、芸能プロダクションの経営、音楽ソフト、映像ソフトの企画、制作、製造、販売、レンタル及び輸出入等を業としている会社である⁴³。いくつかの地域に「劇場」と呼ばれる施設を有し、当該地域名を冠したアイドルグループがその地域の「劇場」で公演を行うことを主たる事業としている。アイドルグループごとに「運営部」が分かれている⁴⁴が、これが「事業」に当たるか否かは不明である。

42 AKS ホームページ <https://aks-corp.com/> (2019年8月29日閲覧)。法人番号 2010001146723。

43 株式会社 Key Holder 「(経過事項) 株式会社 AKS との SKE48 事業における事業譲渡契約の締結及び新規事業の開始に関するお知らせ」http://www.keyholder.co.jp/dl/20181227_ske48.pdf?s.5c245f6c31b583j79haf (2019年8月29日閲覧)。

44 NGT 第三者委員会調査報告書 (2019年3月21日) <https://ngt48.jp/news/detail/100003226> (2019年8月29日閲覧)、13頁組織図。

AKSの有する劇場には、劇場ごとに（すなわち、「運営部」ごとに）支配人が選任されている。新潟市を中心に活動するNGT48においても同様である。AKSにおいては「職務権限表が存在し、その中で、部長（支配人）の権限は、国内出張の承認、1件3万円未満の一般経費の支出、1件3万円未満の建物及び付帯設備、家具の改築・改修・修繕工事等の発注、建築付帯設備、システム・ソフトウェアの開発及び購入、1件100万円以下の事業部関連の事業に係るものの支出の権限が認められているが、経営自体に関わる事項、人事に関わる事項に関する権限は配分されていない」⁴⁵。

さらに、支配人については「AKSと（中略）業務委託契約を締結していたが、その中で定められる（中略）業務は、「1. NGT48劇場支配人の業務等 2. その他前号に付随する関連事業等」であり、その内容については、「1. 本件業務の内容の詳細については、都度、協議の上、定める」と定められていた⁴⁶。とはいえ、当該業務委託契約につき、具体的に支配人にどのような権限が代表取締役、取締役等から移譲されたかについては不明であり、誰の指揮・監督下で職務を行うのかについても明らかではなかった⁴⁷。

しかし、「支配人は、NGT48運営部を束ねる存在であり、組織の長としての意思決定を行う立場にあり、かつ、部下であるNGTスタッフの指揮監督を行うのみならず、メンバーが十全な芸能活動を行いうるよう、その安全面も含めて管理する立場」であるべきことが指摘されている⁴⁸。この点を指摘したのは元メンバーに対する暴行事件における第三者委員会であり、裁判等があったわけではないが、少なくとも「支配人」という名称

45 前掲注 44（NGT 第三者委員会調査報告書）、14 頁。

46 前掲注 44（NGT 第三者委員会報告書）、14-15 頁。

47 この状況につき、AKS ホームページでは「ご挨拶」と題して、「グループの運営・管理において、皆様が大変なご心配やご迷惑をお掛けするような事態を招いたことは、成長に見合ったガバナンスが欠如していたことの表れであり、深く反省致しております。」と表現している。<https://aks-corp.com/message.html>（2019年8月29日閲覧）。

48 前掲注 44（NGT 第三者委員会調査報告書）、32 頁。

から、外部（第三者委員会）からは上記のような「（運営部の）長」としての役割が期待されうることを示していよう。

3-2 ホテルチェーンにおける「支配人」

複数のホテルチェーンにおいて、「支配人」「副支配人」（男女1名づつが定員の場合が多い）を募集する事例がある⁴⁹。複数年の「業務委託契約」を締結し、朝食の準備・スタッフの管理・経理処理・予約管理・チェックイン業務等を担当する。事例によっては、一部業務のスタッフ人件費を「支配人」の固定報酬に含む場合がある⁵⁰。

先に述べた AKS における「支配人」に比して、このようなホテル等の「支配人」の権限は、独立した経営方針を立てる等の業務ではなく、むしろ、日々のルーティーンに近い業務を当該ホテルチェーンの指示に従って行うことが定められている。また、ホテルチェーンの管理会社（本社）とことなり、各ホテルにおいて「今後の計画」等の経営方針を立てているとは考えにくく、「営業所」としての実質を備えているとは言いづらい。

しかし、スタッフの人件費が「支配人」の負担になるということは、支配人に当該スタッフにかかる人事権等も付与されていると考えるのが自然であろう。支配人として他の使用人の選解任権を有するのであれば、第三者から商法上の支配人としての実質を備えているという期待を持たれることもあるのではないだろうか。

3-3 検討

3-1、3-2 で挙げた「支配人」が業務を行うのは「劇場」「ホテル」であり、これらが商法上の「営業所」に該当するか否かは疑問である（特に3-2）。しかし、実際上の「支配人」が表見支配人に該当するか否かについては以

49 例えば、AB ホテルにつき http://www.ab-hotel.jp/mgr_recruit/adoption/（2019年8月29日閲覧）、スーパーホテルにつき <https://superhotel-jobs.net/jobfind-pc/>（2019年8月29日閲覧）。

50 前掲注49、ABホテルの場合。

下のような指摘がある。「本店又は支店（商法上の支店）に、いやしくも支配人なる名称を付した商業使用人を置いた場合には、その名称は、商法上の「支配人」なる名称であり、たとえその名称を付せられた支配人が、その本店または支店の営業に関し実質的に包括的代理権を有しないとしても、その表示せられた名称それ自体から、取引の相手方をして、商法上の支配人であると信ずるのが通常⁵¹であり、「第三者からは、商法上の支配人としての取り扱いかい（ママ）を受けるものであることを、あるいは当然に期待し、あるいは少なくともそれを予期されうる⁵²」。これは、「支配人」という役職が、商法が制定された明治期に、業種を問わず日常的な経営実務を担当する者として一般的に置かれていた⁵³ためである。

商法上の表見支配人制度が、一定の権限を有するような外観を備えた名称を付して業務を行う使用人等のした行為を信頼したことで損害を被った第三者を保護するための規定であるのならば、「名称のいかんにかかわらず」でなく、商法上の用語である支配人という名称を付した場合にはたとえ営業所の営業に関し実質的に包括的代理権を有しない場合であっても、商法上の「支配人」として認めるべきではないか。

4 おわりに

本稿においては、商法上の「表見支配人」概念が判例上構築されてきたこととは別個に、実務において「支配人」の語が多用されていることを紹介した。3-1のケースでは、マネジメントされていたアイドル自身が「支配人」とされた事例もあり、商法上の「支配人」としての業務を期待しているとは言いがたい状況もあるが、やはり、「支配人」という法律用語として使用されている用語を用いる以上は、第三者から、当該使用人等が一定以上の権限を有していることを期待されるのはいたしかたないのではな

51 岩本・前掲注 16、385 頁。

52 岩本・前掲注 16、386 頁。

53 江頭編・前掲注 21、159 頁（高橋）。

いか。

また、3で取り上げた事例は、いずれも商法が「前提」としてきた「雇用契約」ではなく、「業務委託契約」に基づいていた。2016年に厚労省がまとめた報告書では「時間や空間にしばられない働き方」が提案され⁵⁴、2017年にタニタが「社員の個人事業主化」を提案し⁵⁵、雇用契約という支配・従属関係から離れ、自由裁量のもとに働くという取り組みがなされつつある。業務委託とは、ある個人が他の企業（委託者）から委託を受けて、自営の形式で（労働契約以外の労務供給契約に基づき）委託された業務を遂行し、これに対して報酬を得ることをいう⁵⁶。「個人請負」、「名目的自営業者」、「名ばかり事業者」等とも呼ばれ、労働基準法や労働組合法上の「労働者」から除外される⁵⁷。

これは、商法の側から言い換えれば、「商業使用人でない表見支配人」が増加しかねない状況である。雇用契約においても支配人が内部で権限を制限されていた場合にはその内容を把握することが第三者からは困難であるが、業務委託契約においては委託型事業者が相手方に対して対等な交渉の場に載りがたいこともあり⁵⁸、その傾向が一層強まることになる。「支配人」その他の名称等、客観的に主張・立証しやすい要件をより重視する必要がある。

54 報告書「働き方の未来2035」～一人ひとりが輝くために～ <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000132302.pdf>（2019年8月29日閲覧）。

55 日経ビジネスインタビュー「タニタ社長「社員の個人事業主化が本当の働き方改革だ」 <https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00005/071800034/?P=1>（2019年8月29日閲覧）。

56 鎌田耕一「就業形態の多様化と労働法の現代化—ILO「雇用関係に関する勧告」の意義」季刊労働法 215号（2006）、5頁。

57 脇田滋「個人請負労働者の保護をめぐる解釈・立法の課題」龍谷法学 43巻3号（2011）、140頁。日本においては、ILOが2006年に採択した雇用関係係告（第198号）の提示する雇用関係判定条件よりも時間的・場所的拘束などの人的従属性を過度に重視し、非正規労働者を「労働者」概念から除外する傾向を含んでいる。同・154頁。

58 長谷川聡「委託型事業者の法的保護—最低報酬補償、解約・契約更新規制を中心に—」日本労働法学会誌 130号（2017）、32頁。